## 令和3年度 上小阿仁村一般会計歳入歳出決算書補足資料

## 令和3年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、「社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされております。

(地方税法第72条の116)

**令和3年度上小阿仁村一般会計決算**における地方消費税交付金の社会保障施策経費への 充当状況については、次のとおりとなります。

## 歳入歳出決算

(歳入)

·地方消費税交付金(社会保障財源化分)

29,518,000 円

(歳出)

・老人福祉費(3款 民生費 1項 社会福祉費 3目 老人福祉費)

87,584,675 円

## 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位:円)

目名称	決算額	本年度決算額の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
老人福祉費	87, 584, 675	4, 460, 798	0	144, 000	29, 518, 000	53, 461, 877